

従量電灯A

適用範囲について

照明器具(電灯)やコンセント等で使用する一般の電気機器(小型機器)の最大容量が6キロボルトアンペア(kVA)未満のお客さまに適用される契約種別です。

主にご家庭用としてご契約いただいています。

電圧は単相100ボルト(V)です。(単相200ボルト(V)もお使いいただける場合があります。)ただし、単相3線式供給の場合は、100ボルト(V)と200ボルト(V)の両方がお使いいただけます。

最大容量とは

お使いの電気機器のうち、同時に使用される容量(入力換算値)*を足した値です。

*入力換算値(VA)はその機器を使うのに必要な電気エネルギーとお考えください。

電気機器の出力(W)に、ある一定の算式を加え算定します。

同時に使用する機器が以下の機器の場合

蛍光灯(高力率)	30W (入力換算値 45VA)	10灯	450VA
冷蔵庫	560W (入力換算値 560VA)	1台	560VA
洗濯機	400W (入力換算値 400VA)	1台	400VA
テレビ	300W (入力換算値 300VA)	2台	600VA
エアコン	1,600W (入力換算値 1,600VA)	1台	1,600VA
合計			3,610VA

最大容量は3.61kVAです。

電灯・小型機器について

電灯は、蛍光灯や白熱灯といった照明器具をいいます。

小型機器とは具体的にはテレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン等の単相100ボルト(V)または200ボルト(V)で使用する電気機器をいいます。一般の電気機器のほとんどはこの小型機器になります。

電気料金について

料金単価

料金区分		単位	料金単価
最低料金15kWhまで A		1契約につき	336円87
電力量料金	15kWh超過120kWhまで B	1kWhにつき	20円76
	120kWh超過300kWhまで C	1kWhにつき	27円44
	300kWh超過 D	1kWhにつき	29円56

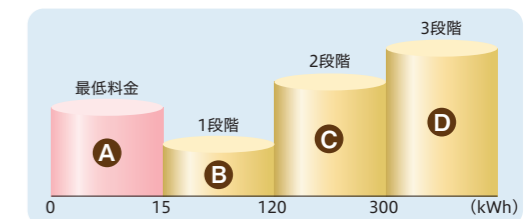
*料金単価は、消費税等相当額を含みます。

*燃料費調整が行なわれる場合は別項(20ページ)の燃料費調整の取り扱いによります。

三段階料金制

従量電灯の料金は、ご使用量によって単価が違う三段階料金制となっています。

この制度は高福祉社会の実現とエネルギーの有効利用を図る目的からつくられ、生活に必需的な使用量には割安な料金を適用しています。



具体的な料金算定方法

1ヵ月の使用電力量が310kWhの場合

区分	計算方式	
最低料金15kWhまで A	336円87銭	①
15kWh超過120kWhまで B	20円76銭×105kWh = 2,179円80銭	
120kWh超過300kWhまで C	27円44銭×180kWh = 4,939円20銭	
300kWh超過 D	29円56銭×10kWh = 295円60銭	
計	7,414円60銭	②
燃料費調整額	△△円△△銭 + ▲▲銭×(310kWh-15kWh) = ▽▽▽円▽▽銭	③
再生可能エネルギー発電促進賦課金	□□円□□銭 + ■■銭×(310kWh-15kWh) = ◇◇◇円	④ 円未満切り捨て
口座振替割引額	55円00銭	⑤
ご請求金額	①+②+③+④-⑤ = ○,○○○円	⑥ 円未満切り捨て
うち消費税等相当額	⑥×10/110 = ●●●円	円未満切り捨て

注1. 口座振替割引を行なう場合とします。

注2. 燃料費調整を行なう場合は、「燃料費調整額」を減算または加算します。詳しくは別項(20ページ)をご覧ください。

注3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、別項(22ページ)をご覧ください。